

区児童相談所設置と 新たな課題

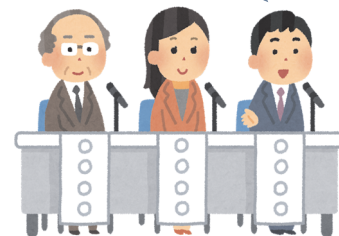
平成28年5月改正児童福祉法と改正児童虐待防止法が成立し、令和2年度に世田谷区、荒川区、江戸川区、令和3年度には港区に児童相談所が設置されました。本研修では、児童相談所を設置するまでに直面する課題とその解決のプロセスを明らかにするとともに、児童相談所を設置したことで見えてきた新たな課題について共有し、特別区の子ども家庭相談の充実を図ることを目的として実施します。

児相設置によって子ども虐待に迅速で丁寧な対応ができるようになりました。

日程 **3月7日(月) 13:30~17:00**

ねらい

児童相談行政において求められる各行政ニーズ・課題等に応じたカリキュラムを通じ、児童相談所職員に求められる幅広い専門性の強化を図る。



対象

児童相談所(一時保護所を含む)職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員【定員66名】

場所

特別区職員研修所(千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル 4~6階)

カリキュラム

3月	時間	教科目	講師(敬称略)
7日 (月)	13:30 ~ 17:00	児童相談所開設までの取組み(報告)	港区児童相談所職員
		児童相談所2年目の現状と新たな課題(報告)	世田谷区児童相談所職員 荒川区子ども家庭総合センター職員 江戸川区児童相談所職員
		これからの子ども虐待相談対応体制のあり方(講義)	明星大学 人文学部 福祉実践学科 常勤教授 川松 亮
計		0.5日間(3.5時間)	